

正副会長の活動状況

ご挨拶

日本弁理士会副会長 稲葉 良幸

1. はじめに

私が弁理士会副会長の職に就いて、おかげさまで5ヶ月が経ちました。弁理士会における会務に対する予備知識が乏しい状態でのスタートでありましたが、皆様のご指導、ご協力もあって、なんとかか今日まで職務を遂行出来ました。ここに、副会長としての活動状況の簡単なお紹介とともに、日々の会務の中で気がついたことをご報告させていただきます。

2. 担当委員会等について

現在、私は弁理士会副会長として、国際活動センター、選挙管理委員会、意匠委員会、著作権・コンテンツ委員会、産業競争力推進委員会、不正競争防止法委員会、ならびにADR推進機構を担当しております。

○国際活動センター

国際活動センターでは、世界各国の関係機関との交流を通して、知的財産業務に関連する意見・情報の交換を行っております。本年度は、これまでに、米国知的財産権法協会(AIPLA)との交流会、韓国弁理士会(KPAA)との交流会、イタリア弁理士会(CICPI)との交流会がそれぞれ東京にて持たれました。以上三つの交流会については、既にJPAAジャーナルにて会員に報告されております。また、今後、AIPLA アニュアルミーティング直前のプレ・ミーティング、英国弁理士会(CIPA)との交流会、中華全国専利代理人協会(ACPA)との交流会、AIPLA ミッドウインター会合直前のプレ・ミーティングをそれぞれの地で予定しております。国際担当副会長として、これらの活動を通して世界各国関連機関の生の声を聞き、また日本における弁理士会の状況を伝えることによって、日本国弁理士会のあるべき姿を再確認することもあります。また、これら国際交流を通じて、日本国弁理士会の国際的な活動、ひいては個々の弁理士の国際的な活

動が円滑に遂行できることを望んでやみません。

○選挙管理委員会

本委員会では、審議委嘱事項の一つである「選挙運動に関するガイドライン」の見直しに着手し、「改訂選挙運動ガイドライン」を作成しました。この改訂ガイドラインは、執行役員会にて承認され、その説明会も終わりました。また、同ガイドラインはJAPPジャーナル6月号に掲載されました。現在、弁理士会における役員選挙規則改正について審議しております。最終報告書は本年12月末までに提出の予定です。

○意匠委員会

本委員会は、意匠法、著作権法、不正競争防止法等デザインの保護制度及び審査基準に加えて、意匠に関する国際条約に関する調査研究を行っております。また、関連官庁、諸団体等に対する対応、および委員会内での調査研究成果物の内外への発表を行っております。本年度は、「意匠法等の一部を改正する法律(平成18年6月7日法律第55号)」において、関連意匠制度(意匠法第10条)、秘密意匠制度(同第14条)等の大きな改正がございました。また本改正で、一定要件を満たす場合、画像を法上の意匠として取り扱うことも規定されております。これら改正は、何れも産業界からの強い要請によってなされたものであると言えます。よって、本委員会では、本改正によって生じるであろう実務上の問題点について、重点的に議論しております。また、本年度の事業計画に沿い、意匠登録出願代理に際して高度な出願代理業務とは何か、さらにはそのために弁理士は何をすべきかを検討し、その結果を答申する予定です。

○著作権・コンテンツ委員会

本委員会は、著作権制度全般に加えて、コンテンツ

の保護と利用に関する調査研究を行っております。また、関連官庁、諸団体等に対する対応、および委員会内での調査研究成果物の内外への発表を行っております。特に、著作権・コンテンツ保護のための業務を弁理士の周辺業務の一つとして確定するため、コンテンツの創作・流通の現場における弁理士の役割や、著作権ビジネスにおけるライセンスや譲渡契約における留意点について重点的に議論しております。

○産業競争力推進委員会

本委員会は、知的財産を通じて産業競争力を推進するための施策、日本企業の産業競争力を増進するための知的財産活動のあり方、および関税法等による水際取締りの検討等に関する調査研究を行っております。また、関連官庁、諸団体等に対する対応、および委員会内での調査研究成果物の内外への発表を行っております。近隣諸国において知的財産の保護に関する意識が高まりつつある昨今、日本および海外における模倣品対策のために調査研究し、関連官庁等と情報・意見を交換しつつ連携することが必要であります。とりわけ、中国を中心としたアジア諸国の国家機関、専門家団体等との情報交換、連携は急務であると考えられますので、模倣品対策、水際対策についてのデータベースの構築を行い、会員のみならず一般にも提供できるようにすることが必要であると考えております。

○不正競争防止法委員会

本委員会は、第一および第二の各小委員会からなっております。第一小委員会では、弁理士法改正に基づく「特定不正競争」の定義の拡大が我々弁理士の業務にどのように影響するか等の事項について、調査研究を行っております。第二小委員会では、不正競争防止法2条2項14号に規定する、信用毀損行為（営業誹謗行為）の取締りに関する諸外国法制等について、調査研究を行っております。また、最近の不正競争防止法に関する重要判決を委員会の期日毎に2件ピックアップし、参加委員で検討を行ったうえで記録しております。

○ADR 推進機構

本機構は、日本知的財産仲裁センター事業支援、ADR 法制、および民事調停制度等の事項について、調査研究を行っております。「ADR 法」とは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」を意味しており、裁判によらない紛争解決方法を広く指すものであります。本制度の活性化を図るためには、パンフレット配布、各種工業会への説明会の実施等の啓蒙活動の他に、中小企業・個人の紛争に重点をおいた意識調査等の実施が必要であると考えております。とりわけ、地方における本制度の活用・推進について早期に調査検討すべきでありますので、九州支部における日本知的財産仲裁センター支部設置に関する現地調査を行う予定であります。また、各支部において仲裁センターの活用を図るべく、研修を実施する予定です。

3. 執行役員会その他の会務

原則として毎週火曜日、午前10時から午後5時まで執行役員会が開かれ、会長、副会長、執行理事と事務局の方々とで議案を審議しております。今までのところ、審議を何度も重ねなければならないような複雑な議案はそれほど多くはなく、また中島会長の指揮監督のよろしきを得て、夜遅くまで審議しなければならないようなことはありません。その他、関連官庁、諸団体等との挨拶や会議、懇親会等に出席することが多くあります。

4. さいごに

以上ご報告させていただきましたとおり、弁理士会副会長としての会務は多岐に渡り、毎日が勉強の日々でございます。しかしながら、会務を通じ、弁理士の業務範囲の拡大がある程度達成されつつある近年、これからの新しい弁理士が、個人として、得意とする専門分野で新たなビジネスモデルを生み出し益々活躍できるような土壌作りにおいて、弁理士会が果たすべき役割の一端を担うことに幸せを感じるようにもなりました。これからも最大限の努力をさせていただき所存でございますので、皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。私からのご報告とさせていただきます。

以上